

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

国土交通大臣 羽田雄一郎

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第一百四十六条の十の二、第一百四十六条の十の三」を「第一百四十六条の十の三、第一百四十六条の十の四」に改める。

第一百四十六条の十の三を第一百四十六条の十の四とし、第一百四十六条の十の二を第一百四十六条の十の三とし、第一百四十六条の十の次に次の一条を加える。

（電子海図情報表示装置）

第一百四十六条の十の二 総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶であつて国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する電子海図情報表示装置を備えなければならない。

第一百四十六条の五十中「第一百四十六条の十の二、第一百四十六条の十の三」を「第一百四十六条の十の三、第一百四十六条の十の四」に改める。

第三百五条の見出しを「(配置)」に改め、同条第一項中「できるような」の下に「船内の」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第三百六条第二項中「(水先人用昇降機にあつては二・二〇倍)」を削る。

第三百七条第三項中「(水先人用昇降機にあつては一本)」を削り、同条第四項を削る。

第三百九条及び第三百十条を次のように改める。

第三百九条及び第三百十条 削除

第三百十一条中「前条」を「第三百八条」に改める。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第二条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第二項中「(水先人用昇降機にあつては百五十キログラム)」を削る。

第六十四条の見出しを「(水先人用はしごの使用制限)」に改め、同条中「及び水先人用昇降機」を削る。

(船舶救命設備規則の一部改正)

第三条 船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三十四号中「（一本のつり索のみを用いて進水する救命艇にあつては、ロ、ヘ、ト及びチに掲げる要件）」を削り、同号中ハを削り、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ つり索にかかる張力によつてフックが解放しない構造のものであること。

第八条第三十四号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ つり索に張力がかかつてゐる場合において、ニの安全装置を解除することができ、かつ、安全装置の解除後は容易に作動するものであること。

第九条第二項第四号亦中「前条第三十四号ヘ及びト」を「前条第三十四号ト及びチ」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第四条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六項中「貨物区域」の下に「及び焼却炉のある閉囲された場所」を加える。

第五十一条第二項第一号中「及びこれに類似した」を「その他の」に改め、同項第二号中「船橋又は火災制御場所」を「次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める場所」に改め、同号に次のように加える。

イ 第一種船及び第二種船（平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）を除く。）非常用制御場所（船舶設備規程第一百二十二条の十二の非常用制御場所をいう。次条において同じ。）

口 第二種船（平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）に限る。） 船橋又は
火災制御場所

第五十一条第二項第三号中「、前号の制御盤が火災制御場所に配置される場合にあつては」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。

第五十一条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条第一項中「船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるよう」を削り、同条第三項中「船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができる」を削り、同条第六項中「第五十二条第二項第一号から第六号まで」を「前条第二項第一号から第五号まで」に改める。

第六十三条の二第四項中「貨物区域等」の下に「及び焼却炉のある閉囲された場所」を加える。

第六十三条の三第一項第二号中「第五十一条第一項」を「第五十一条第一項各号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。
い。

一 火災探知装置の制御盤は、船橋又は火災制御場所に集中配置すること。

二 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、船橋に配置すること。ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。

三 一の探知区域は、船首尾方向の長さが四十メートル以下であり、かつ、同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所を除く。）を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認める場所については、この限りでない。

四 第五十一条第二項各号（第二号、第三号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる基準

第六十三条の四第一項中「船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるよう」を削り、同条第三項中「第五十一条第二項第一号から第六号まで及び」を「第五十一条第二項第一号、第四号及び第五号、」に改め、「第五十二条第四項」の下に「並びに前条第二項第一号及び第二号」を加える。

第六十九条第一項中「又は第三種船にあつては、」を「にあつては位置識別機能付火災探知装置、第三種船にあつては」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて旅客船又はタンカー（船舶救命設備規則第一条の二第六項のタンカーをいう。以下同じ。）であるもの並びに平成二十五年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて旅客船及びタンカー以外のものについては、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（次項において「新規程」という。）第一百四十六条の二の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該船舶の船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

総トン数五〇〇トン以上の旅客船	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数三、〇〇〇トン以上のタンカー	平成二十七年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇、〇〇〇トン以上の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成二十八年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数二〇、〇〇〇トン以上五〇、〇〇〇トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外	平成二十九年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

のもの

総トン数一〇、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの

平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

2 平成二十六年七月一日前に建造され、又は建造に着手された総トン数三、〇〇〇トン以上一〇、〇〇〇トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のものについては、新規程第百四十六条の十の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十五年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている救命艇（同日において現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを当該船舶に引き続き備え付ける場合に限り、当該船舶について平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（次項において「現存船」という。）につ

いては、第四条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

(水先法施行規則の一部改正)

第五条 水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の五第一号口中「第百四十六条の十の二」を「第百四十六条の十の三」に改める。